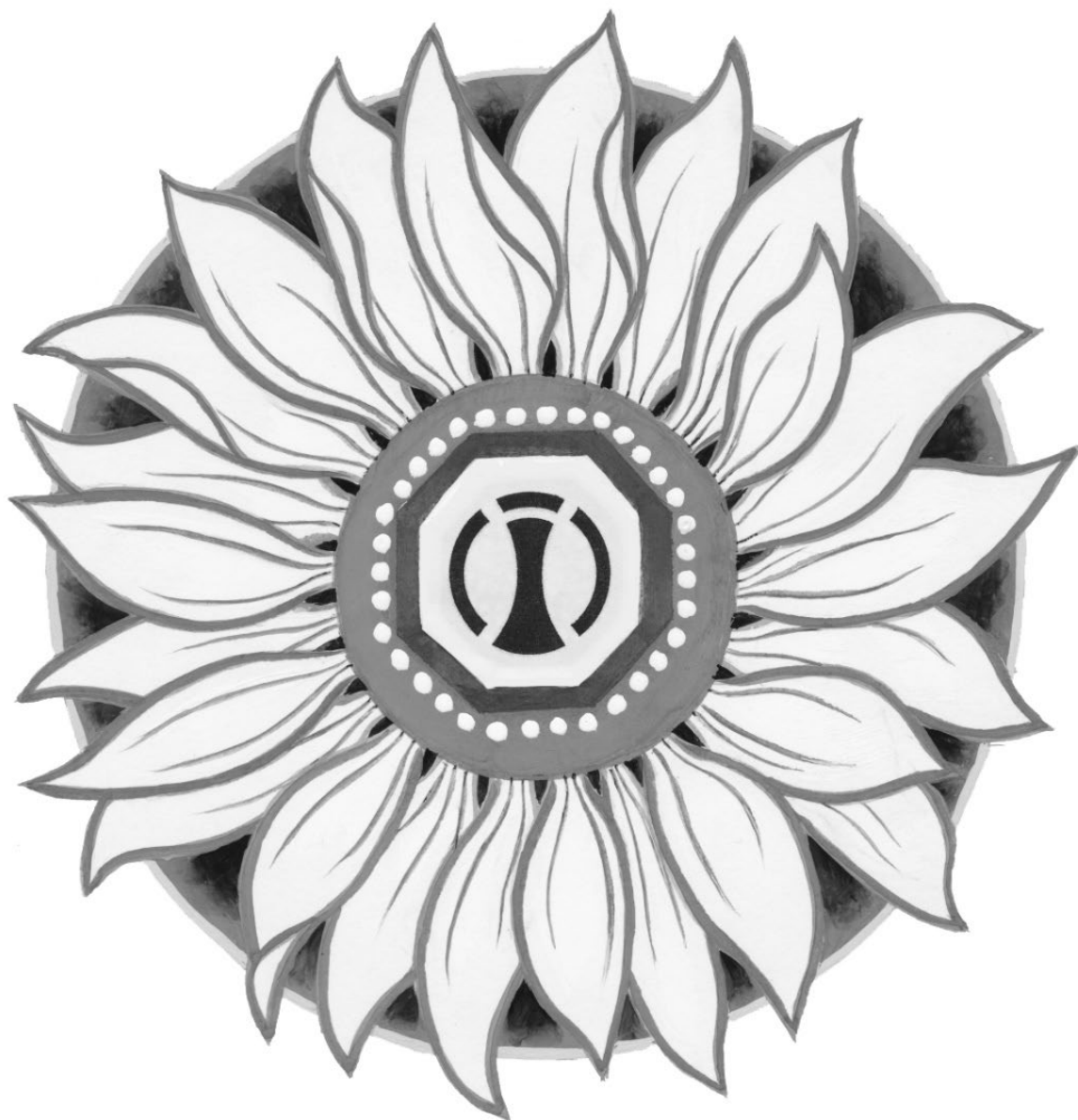


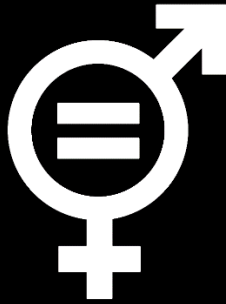
第2次扶桑町男女共同参画プラン



令和2年3月

(令和5年4月改定)

5 ジェンダー平等を 実現しよう



ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と 女児のエンパワメントを図る

- 5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5.6 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
- 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
- 5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
- 5.c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。



持続可能な開発目標（SDGs）は2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するため17のゴール・169のターゲットから構成されています。「ジェンダー平等を実現しよう」は17のゴールの内の一つで、上に記載した9つのターゲット（目標）が定められています。

※『ジェンダー』…身体的特徴としての性別に対して、社会的・文化的につくられた男女の違い。例：「男らしさ」「女はこうあるべき」など

※『エンパワメント』…社会の構成員一人ひとりが「力をつける」こと

目次

第1章	計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	計画策定の趣旨と背景・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	めざすべき姿・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	他の計画との整合・連携・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6	アンケート調査及びヒアリング調査について・・・・・・・・	3
第2章	基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	第2次扶桑町男女共同参画プラン体系・・・・・・・・	4
	特に重点的な目標・・・・・・・・	5
	着目点1 お互いを認め合う・・・・・・・・	6
	Ⅰ. 男女共同参画の理解の一層の向上・・・・・・・・	6
	Ⅱ. 保育園・学校・地域での男女共同参画の推進・・・・・・・・	9
	Ⅲ. 多様な性や生き方への理解・・・・・・・・	11
	着目点2 家庭・職場・地域で活動する（扶桑町女性活躍推進計画）・・	13
	Ⅰ. 働きやすい環境づくり・・・・・・・・	13
	Ⅱ. 仕事と家庭生活の調和の推進・・・・・・・・	15
	Ⅲ. 政策方針決定への女性の参画促進・・・・・・・・	17
	Ⅳ. あらゆる分野における女性の活躍・・・・・・・・	19
	着目点3 健康で安全・安心に暮らす・・・・・・・・	21
	Ⅰ. 心と体の健康づくり・・・・・・・・	21
	Ⅱ. みんなが安心して暮らせる環境づくり・・・・・・・・	22
	Ⅲ. あらゆる暴力の根絶（扶桑町DV対策基本計画）・・	24
第3章	男女共同参画プランの推進・・・・・・・・	26
1	推進体制の整備・・・・・・・・	26
資料編	策定に関する資料・・・・・・・・	27

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

扶桑町の男女共同参画は、平成22年3月に「共創で歩むひまわりプラン（扶桑町男女共同参画プラン）」を策定し、ここからスタートして、10年が経過しました。

10年前の平成20年に実施したアンケート調査では、「食事の支度・後片付け」や「子どもの教育」などの「家庭での役割」について、男女どちらが担当するのが望ましいか聞いていますが、「食事の支度・後片付け」、「掃除・洗濯」は、「女性が担当した方がよい」、また「生活費の確保」は「男性が担当した方がよい」という意見が一番多いという結果でした。対して、平成30年に行った同調査では、すべての項目で「男女同じ程度に担当する」が一番多いという結果でした。

女性が職業を持つことについても、平成20年調査では「子どもができれば仕事をやめ、大きくなったら再び働く方がよい」が一番多かったのに対し、今回は、「結婚・出産にかかわらず、ずっと働き続ける方がよい」が一番多いという結果になっています。

家庭生活の基盤となる家事分担への考え方と女性が職業を持つことに対する意識が大きく変化してきていることが分かります。

一方、我が国の人口は、平成27年国政調査において、調査開始以来初めて減少に転じました。愛知県でも平成31年1月1日時点の人口動態調査で、現行調査開始以降初めて人口減少が見られたとの報告がありました。

本格的な人口減少社会は既に始まっており、労働力としての女性に期待が高まる状況下では、家庭内の家事等の分担についてはもちろん、長時間労働をはじめとする男性の働き方についても考える必要があります。

こうした背景を踏まえて、「第2次扶桑町男女共同参画プラン」では、第5次扶桑町総合計画との整合性を図りつつ、男女共同参画社会のより確かな実現に向け取り組んでいきます。

2 計画の性格

- ・本計画は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に定められた市町村男女共同参画基本計画として位置づけ、国における「第4次男女共同参画基本計画」と、愛知県における「あいち男女共同参画プラン2020」の内容と整合性を図り策定します。
- ・本計画の「着目点2」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条第2項による市町村推進計画として位置づけます。
- ・本計画の「着目点3」の「基本課題Ⅲ」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の

保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 2 条の 3 第 3 項による市町村基本計画として位置づけます。

- ・本計画は、2015 年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で、先進国を含む国際社会全体の「持続可能な開発目標」として掲げられた SDGs（Sustainable Development Goals）の 17 のゴール（目標）の一つである「ジェンダー平等の実現」の達成に資する基本計画として位置づけます。

3 めざすべき姿

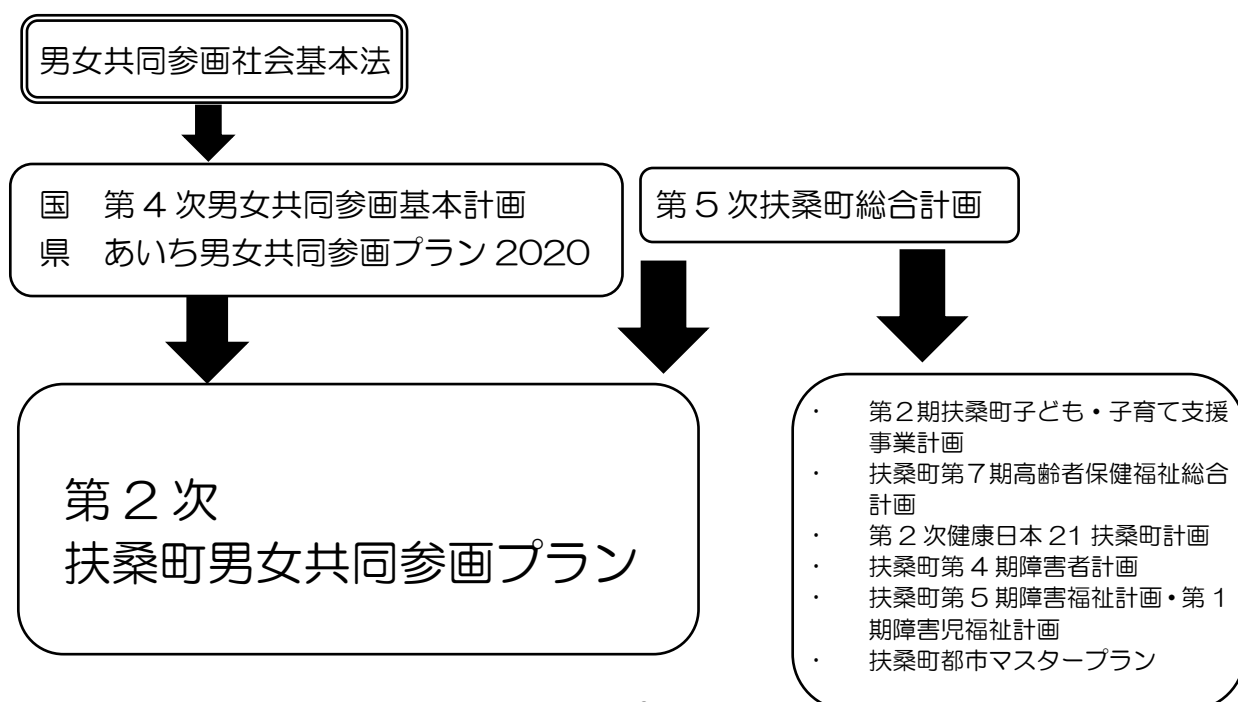
差別のない『思いやり』のあるまち

「男だから」「女だから」ではなく、それぞれがそれぞれの立場で自分らしく活動できることが大切です。そのためにお互いを認め、お互いを思いやることが大切だと考えます。

4 計画の期間

本計画の期間は、2020 年（令和 2 年）度から 2029 年（令和 11 年）度までの 10 年間とします。なお、社会経済情勢の変化や施策・事業の進捗状況、国・県の動向により必要に応じて見直しを行います。

5 他の計画との整合・連携



6 アンケート調査及びヒアリング調査について

(1) アンケート調査

○一般アンケート調査

調査地域 扶桑町全域
調査対象者 扶桑町内在住の満 15 歳以上の男女
標本数 1,000 件
抽出方法 住民基本台帳より無作為抽出
調査期間 平成 30 年 10 月 10 日～平成 30 年 10 月 31 日（書面）
調査方法 調査票による本人記入方式
郵送配布・回収
回収数 320 件
回収率 32.0%

○地区役員アンケート調査

調査対象者 地区駐在員・地区自主防災会長・地区女性消防クラブ会長
標本数 93 件
調査期間 平成 30 年 9 月 7 日～平成 30 年 9 月 27 日（書面）
調査方法 調査票による本人記入方式
郵送配布・回収
回収数 58 件
回収率 62.4%

(2) ヒアリング調査

アンケート調査結果の補足および、実情に即した意見を聞く目的により下記のとおり実施しました。

○高齢者支援グループ

ヒアリング日 平成 30 年 11 月 13 日
調査対象者 高齢者福祉の支援者 6 名

○男性グループ

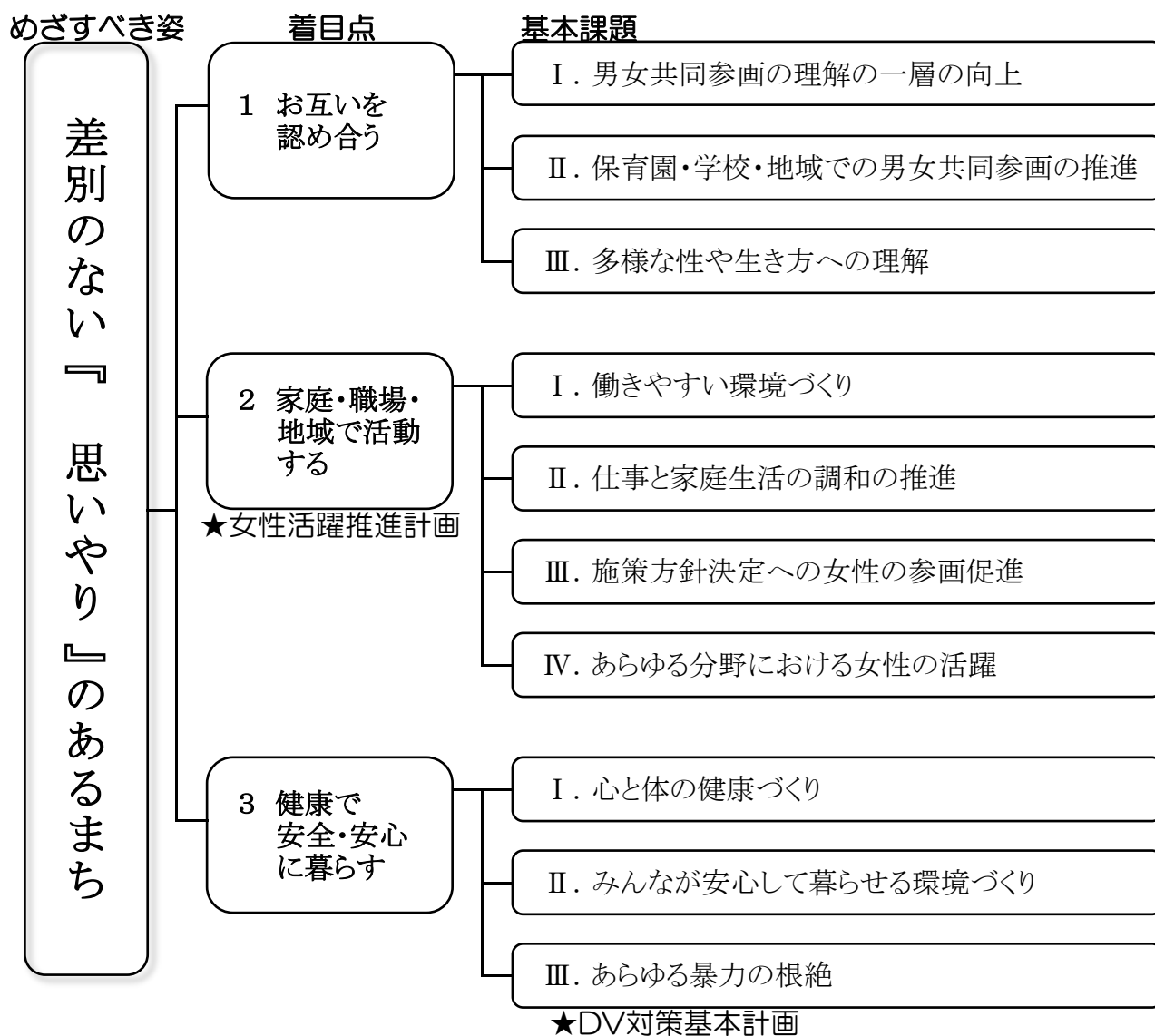
ヒアリング日 令和元年 9 月 1 日
調査対象者 シニア世代の男性 2 名及び子育て世代の男性 2 名

○女性グループ

ヒアリング日 令和元年 9 月 5 日
調査対象者 子育て世代の女性 4 名

第2章 基本計画

第2次扶桑町男女共同参画プラン体系



特に重点的な目標

計画期間中、特に重点をおいて実施していく施策を記載しています。

着目点1 お互いを認め合う



★差別偏見をなくす★

- ・男女共同参画講座・セミナー・研修会の開催
- ・広報紙、ホームページを活用した啓発
- ・人権教室の開催

着目点2 家庭・職場・地域で活動する



★家庭・仕事・地域生活の充実★

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進と啓発
- ・男性の家事育児参加への理解の啓発
- ・子育て支援の充実
- ・介護教室の啓発と開催
- ・地区役員の男女バランスの均等化への啓発
- ・防災への女性参画の促進

着目点3 健康で安全・安心に暮らす



★暴力をなくす★

- ・暴力の根絶に関する啓発
- ・DV等の相談窓口の情報提供
- ・子育て世代包括支援センター事業及び窓口相談の充実
- ・関係機関の児童虐待防止ネットワークの連携

※重点目標に掲げた取組については各項目の具体的取組の箇所に太字で表示しています。



差別のない『思いやり』のあるまち

着目点1 お互いを認め合う

★10年後の目標（10年後はどんな社会になっている？）★

性別にとらわれず、個々の能力が認められ、発揮できる。
みんながお互いを尊重し、協力し合う「思いやり」のある社会。

I. 男女共同参画の理解の一層の向上

現状と課題

アンケート調査からは、10年前と比較し男女共同参画の理解が大幅に増加したことが分かりました。その一方で、家庭生活や地域活動・社会活動、法律や制度、社会通念・慣習の面では10年前よりも「男性が優遇されている」と感じる人が増加したという結果が出ています。これは男女共同参画の考え方の後退ではなく、多くの人が「男女共同参画」に関心を持つようになり、今まで「これが当然だよね」と思っていたことに、少し疑問を持つようになった結果であると考えます。

「男女共同参画」の推進は、「男女」だけの問題ではなく、人権そのものです。
より一層の理解が必要です。

図 男女別「男女共同参画社会」の認知度の状況（平成20年調査）

■ 内容（意味）を知っている ■ 聞いたことはある ■ 知らない □ 無回答

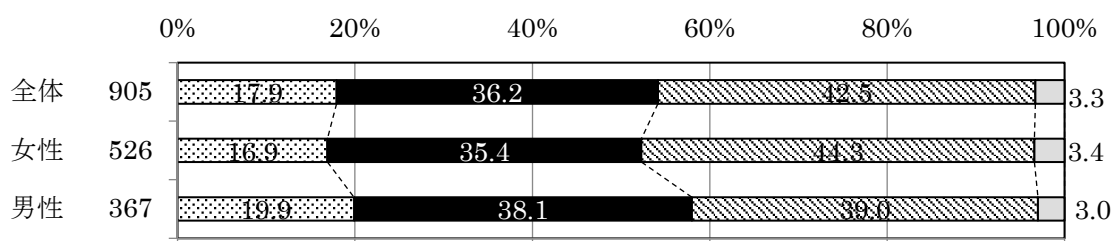


図 男女別「男女共同参画社会」の認知度の状況（平成30年調査）

■ 内容（意味）を知っている ■ 聞いたことはある ■ 知らない ■ 無効 □ 無回答

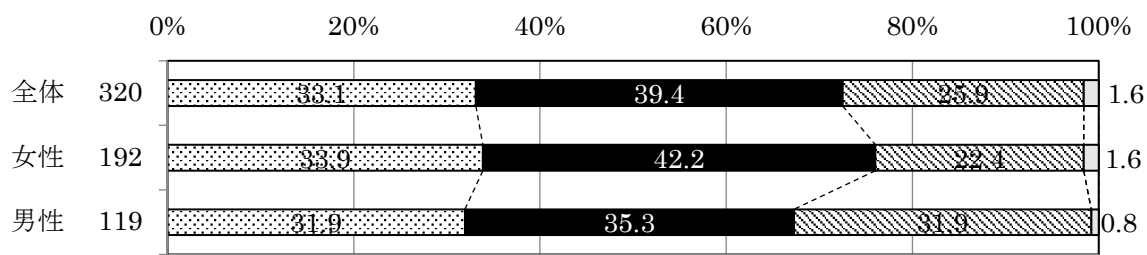


図 分野別 男女の協力の状況（平成20年調査）

- ▨ 男性の方が非常に優遇されている
- ▨ 対等な立場で協力し合っている
- ▨ 女性の方が非常に優遇されている
- 無回答
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- ▨ わからない

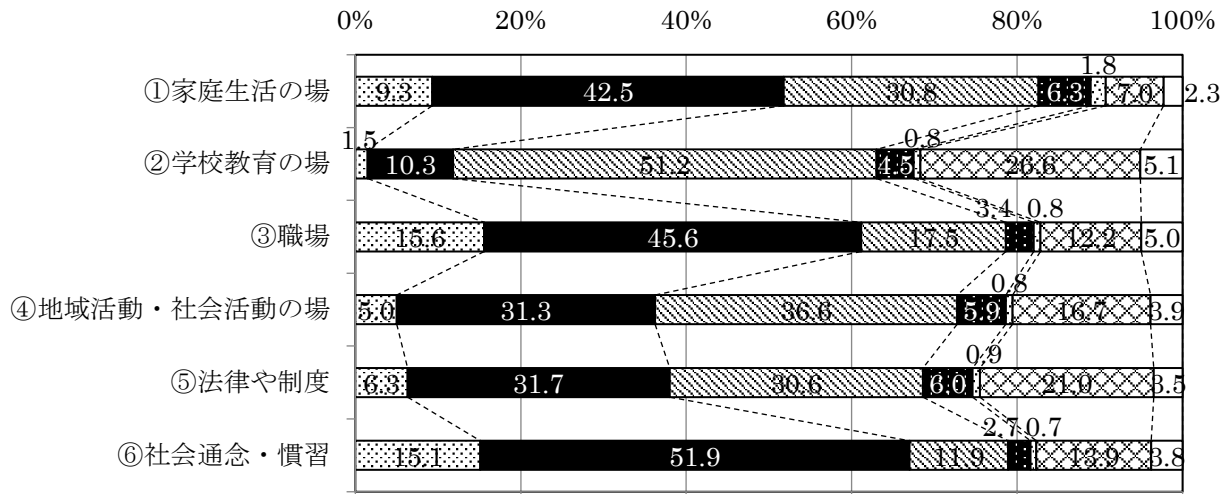
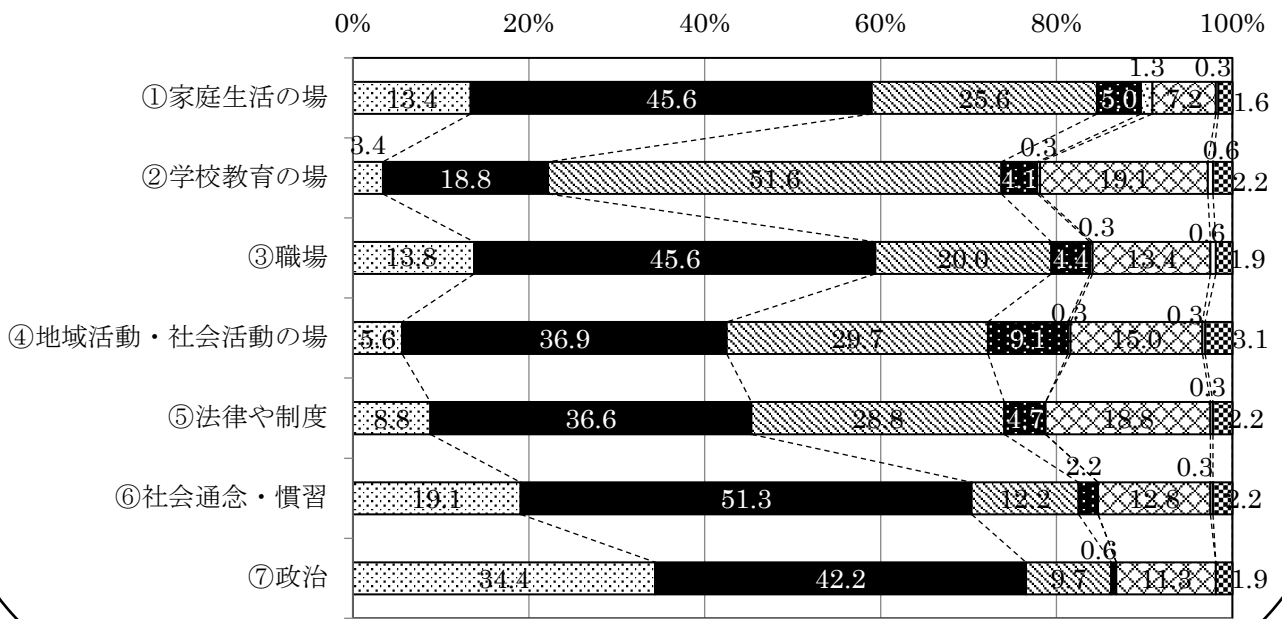


図 分野別 男女の協力の状況（平成30年調査）

- ▨ 男性の方が非常に優遇されている
- ▨ 対等な立場で協力し合っている
- ▨ 女性の方が非常に優遇されている
- 無効
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- ▨ わからない
- ▨ 無回答



《具体的取組》

◎男女共同参画のより一層の推進

- ・ **男女共同参画講座・セミナー・研修会の開催**（地域協働課）
- ・ **広報紙、ホームページを活用した啓発**（地域協働課）
- ・ 男女共同参画を意識した施策の推進（全課）
- ・ 男女共同参画啓発リーフレットの配布（地域協働課）
- ・ 県などが主催する講座・講演会の情報提供（地域協働課）

◎人権尊重への理解と啓発

- ・ **人権教室の開催**（戸籍保険課）
- ・ 人権相談の実施（戸籍保険課）
- ・ 人権問題についての啓発（戸籍保険課）



地域協働課

男女共同参画の理解は明らかに向上しています。
引き続き、周知・啓発を続け、「男女共同参画、
そんなの当たり前だよね」の社会を目指します。



戸籍保険課

人権は私たちが生きていく上での根幹です。
すべての人の人権が守られるように、事業を
継続します。

ヒアリング調査から（男性グループ調査）

若手男性から「家事は夫婦で行うのが当然だと思っているので“男女共同参画”という言葉があることに違和感がある」という意見が出る一方で、「男性が外で仕事、女性には家庭を見ていてほしい」という発言もありました。

認識と意識のずれの一面が表れているように感じるとともに、変化の過渡期に来ているという印象も持ちました。

年配の男性からは、「自分たちの若い頃は“男は外、女は中”が主流で、男は家庭のことはそっちのけ。それがいいという時代だった。」しかし、今では「手伝い程度」と言いながら家庭のことも担っているそうです。

男女共同参画は“男だ女だ”ではなく、お互いを「思いやる」気持ちが大切なのではと考えます。

町では、お互いの立場と意識の変化を考えるきっかけづくりと、その気持ちの醸成を図ることを目的とし講演の企画や広報のコラムなどを手がけています。

“男女共同参画”という考え方がより浸透し、意識されることもなくなるよう引き続き事業を継続していきます。

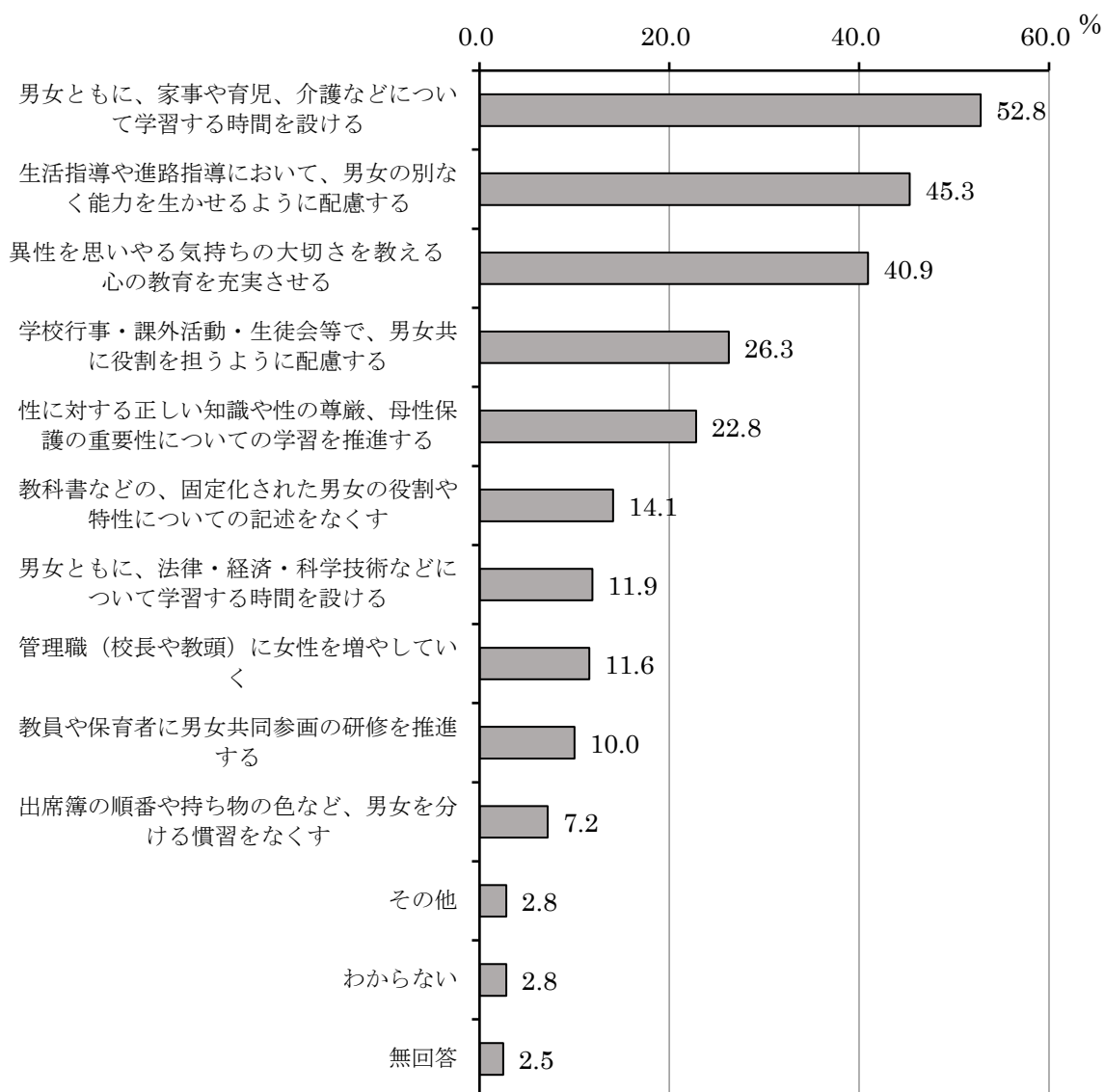
Ⅱ. 保育園・学校・地域での男女共同参画の推進

現状と課題

アンケート調査から、学校教育では、男女ともに、家事や育児、介護などについて学習する時間を設け、“家庭内労働に性差を持ち込まない”意識の醸成が必要であるとの意見が最も多くみられました。また、「生活指導や進路指導において、男女の別なく能力を生かせるように配慮する」など、将来の進路を見据えた教育が必要との意見も多数見られます。

ジェンダー(*)にとらわれず、個を尊重することで、子どもたちの持つ可能性が将来に渡り十分発揮できることになるでしょう。

図 男女が協力し合う社会を作るために学校教育で力を入れるべきこと
(複数回答)(平成30年調査)



《具体的取組》

◎保育園・学校での男女共同参画

- ・ 中学生の職場体験の実施（学校教育課）
- ・ キャリア教育の充実（学校教育課）
- ・ 保育園での人権教室の実施（戸籍保険課・子ども課）
- ・ 道德教育の充実（学校教育課）

◎家庭・地域での男女共同参画

- ・ 地域社会での女性役員就任の推奨（地域協働課）
- ・ 家庭教育講演会事業の実施（生涯学習課）
- ・ 生涯学習講座の充実（生涯学習課）

教育の場面で、性別による固定的役割分担に基づく慣行や慣習の解消が図られるようにします。
将来、幅広い職業選択ができるように、職場体験を通じて意識や生き方を学ぶ機会を提供します。



学校教育課

家庭教育講演会や生涯学習講座を通じて、男女にかかわらず幅広い学習の機会を提供します。



生涯学習課

それぞれの子どもの個性を尊重し、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにします。



子ども課



(*) ジェンダー・・・社会的・文化的に形成された性別。
ある社会において生物学的男性ないし女性にとってふさわしいと考えられている役割・思考・行動・表象全般を指す。
例) 男性にとっては“男らしさ”、女性にとっては“女らしさ”

Ⅲ. 多様な性や生き方への理解

現状と課題

性的マイノリティ(*)の人は、人口の3～5%存在すると言われています。一般社会の偏見や差別、また戸籍上の性別、制服の着用やトイレの使用などにストレスを感じる人もいます。

役場の申請書類等では、法律などの定めがない様式からは性別欄を削除しています。今後も、ダイバーシティ(*)に配慮していきます。

アンケート調査からは、性的マイノリティの人は日常生活を送る上で多少なりとも困難さを感じていると思っている人が全体の7割以上という結果でした。

LGBT(*)の語句の認識も7割を超えており、関心の高さが伺えます。

性的マイノリティの理解を深め、多様な性を尊重する意識の醸成を図ることが必要です。

図 男女別 現在社会はLGBTの方々にとって生活しづらいと思いますか
(平成30年調査)

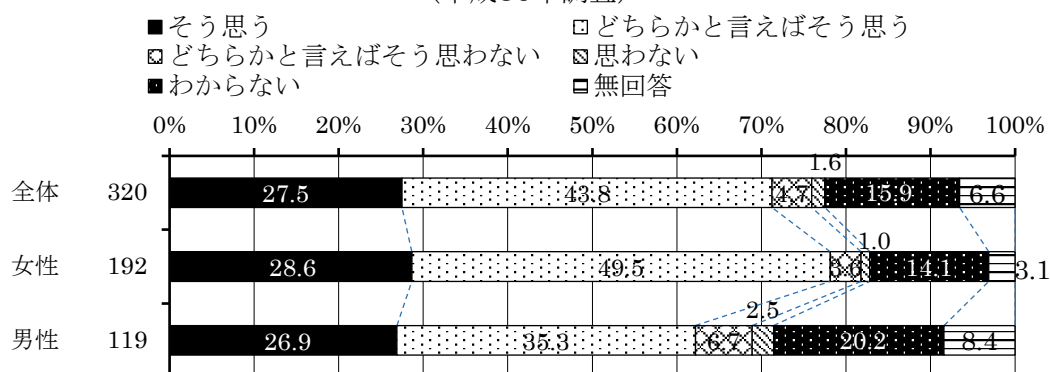
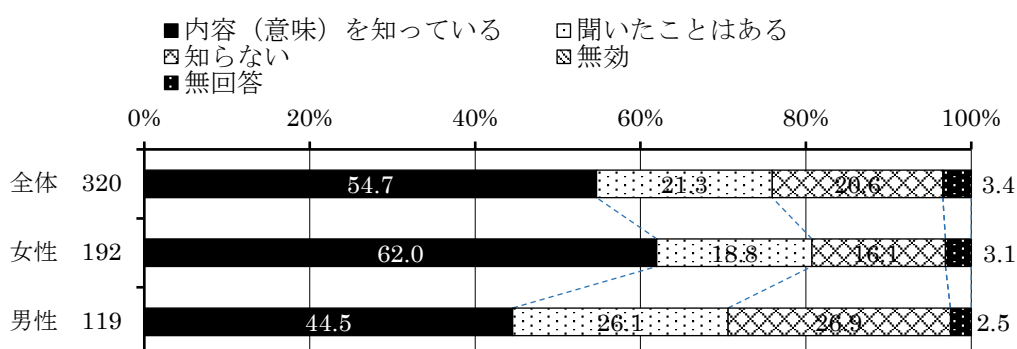


図 男女別 「LGBT」の認知度の状況(平成30年調査)



《具体的取組》

- ・ 多様な性や生き方の理解と啓発（地域協働課）
- ・ 理解者の育成（地域協働課・秘書企画課）
- ・ 相談窓口の周知（地域協働課）
- ・ 学校を通じた正しい教育の実施（学校教育課）



全課

毎日、様々な方が訪れる役場窓口では、職員全員が偏見等にとらわれず、対応します。



(*) 性的マイノリティ・・・性的少数者。

何らかの意味で「性」（「性別」）のあり方が多数派と異なる人のこと。同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、性同一性障害などの人々のことをいう。

(*) ダイバーシティ・・・「多様性」「相違点」「多種多様性」。「個人や集団の間に存在しているさまざまな違い」。

元は、性別や国籍を問わず企業や公共機関が多様な人材を採用、登用すること。人種問題や女性の社会進出を受けアメリカの企業がこの考えを最初に取り入れた。女性の昇進が遅い日本でも多様な人が多様な考え方、価値観を持って活躍できる企業の仕組みを目指すようになった。



(*) LGBT・・・同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人。または性同一性障害などの人々のこと。「セクシャル・マイノリティ」「性的マイノリティ」「性的少数者」ともいう。

L（レズビアン）＝女性の同性愛者

G（ゲイ）＝男性の同性愛者

B（バイセクシャル）＝両性愛者

T（トランスジェンダー）＝生まれてきたときの法的・社会的性別とは違う性別で生きる人・生きたいと望む人

以上の頭文字を取って「LGBT」と呼ばれている。

着目点2 家庭・職場・地域で活動する (扶桑町女性活躍推進計画)

★10年後の目標(10年後はどんな社会になっている?)★

(行政として) ※行政扶桑町として住民向けの目標を記載しています。
職場でも家庭でも充実した生活をおくることができる。
みんなが自分に合った場面で活躍できる。

(事業所として) ※事業所扶桑町として職員向けの目標を記載しています。
職員同士がお互いの仕事を補い合い、円滑に楽しく仕事ができる。

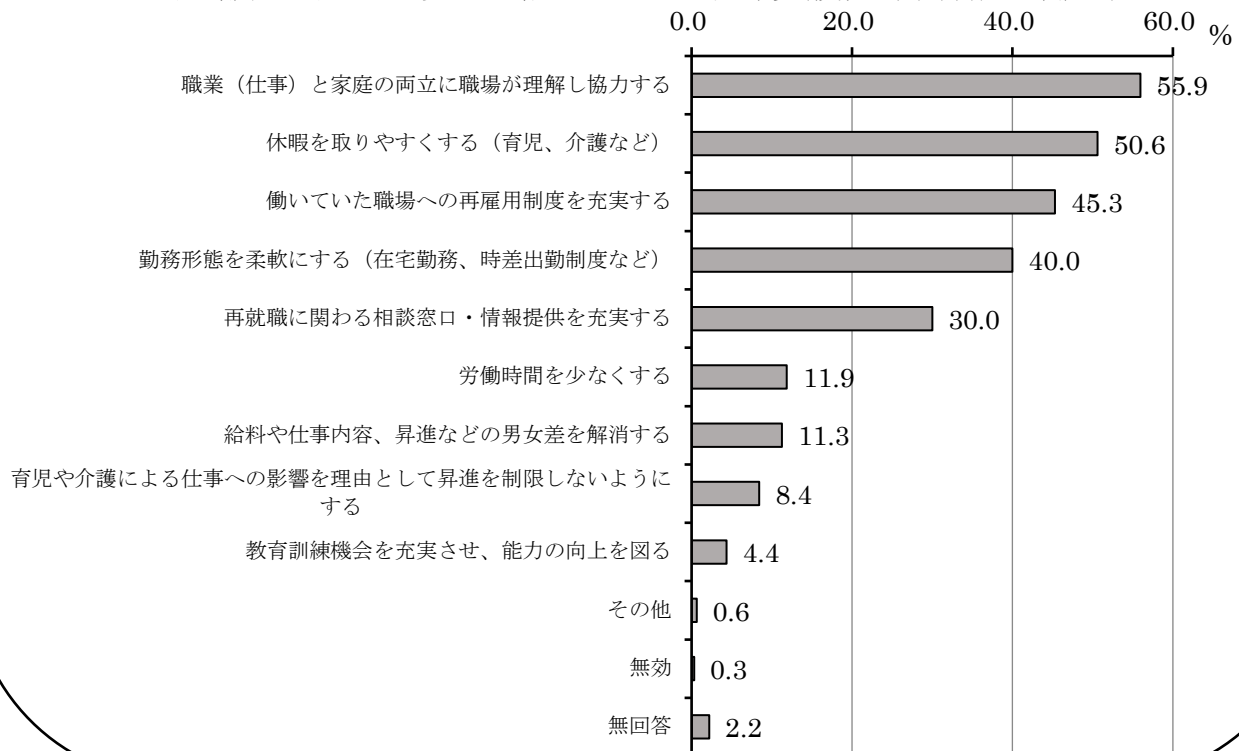
I. 働きやすい環境づくり

現状と課題

働き方の理想は様々です。自分の理想の働き方を実現するために多様な選択肢が用意され、楽しく充実して働けることが大切です。

アンケート調査では離職した人がその後働くために必要な環境を尋ねています。休暇制度や慣れた職場への復帰制度、個人の事情に合わせた勤務制度などハード面の環境整備が並ぶ一方で、一番必要なのは「理解と協力」というソフト面の環境整備であるという結果になりました。

図 離職した人が再び安心して働けるために必要な環境(複数回答)(平成30年調査)



《具体的取組》

（行政として）※行政扶桑町として住民向けの施策を記載しています。

◎就業機会づくり

- ・ 就業情報の提供（都市政策課）
- ・ 合同就職フェアの開催（都市政策課）

◎働きやすい職場環境づくり

- ・ ハラスメント防止への啓発（都市政策課）
- ・ ファミリーフレンドリー企業等に関する情報公開（都市政策課）
- ・ 農業従事家庭における家族経営協定の促進（都市政策課）

（事業所として）※事業所扶桑町として職員向けの施策を記載しています。

◎働きやすい職場環境づくり

- ・ 職員研修の充実（秘書企画課）
- ・ 業務体制の見直し（秘書企画課）
- ・ ハラスメント防止への啓発（秘書企画課）
- ・ 健康相談の実施（秘書企画課）

（行政として）

家庭生活と仕事の両立が可能な地元企業とのマッチングの場の提供を目的に就職フェアを開催します。



都市政策課

（事業所として）



全課

「お互いさま」の気持ちで、それぞれの職員の状況に合わせ補い合って仕事をします。

働きやすい職場づくりの形成と職員の相談体制を充実し、仕事と家庭の両立を支援します。



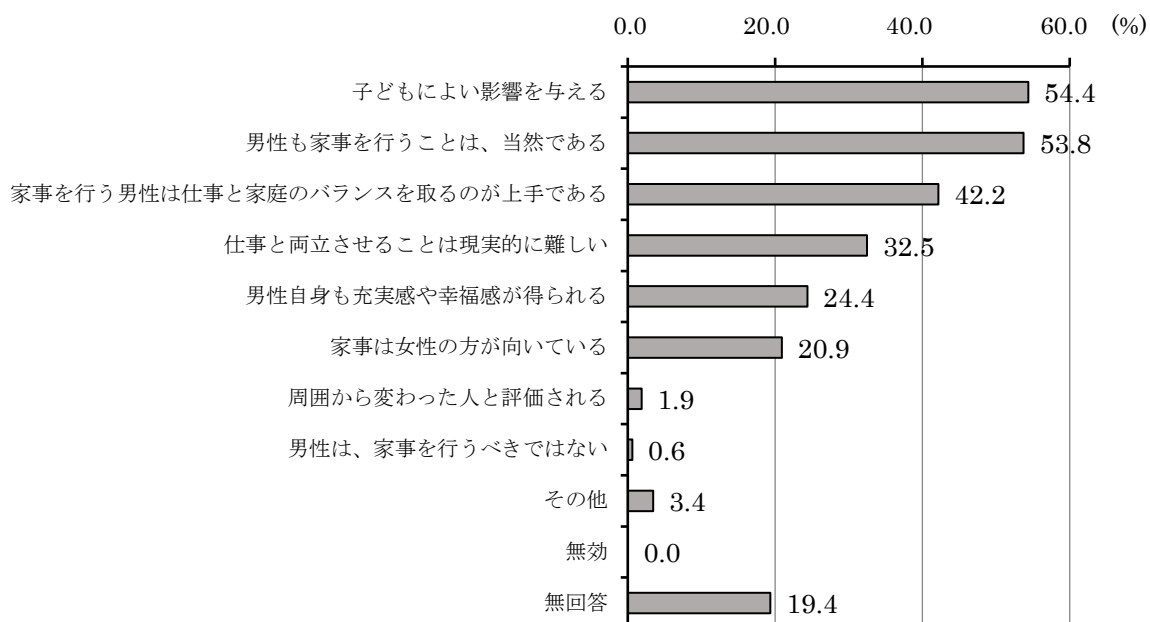
秘書企画課

Ⅱ. 仕事と家庭生活の調和の推進

現状と課題

アンケート調査では、男性の家事参加についてポジティブな意見が多くを占める一方で、仕事との両立の難しさを上げる声も多く聴かれました。家事は生涯を通じて継続していく大切な仕事です。家事を行うことの大切さや大変さを今一度認識するとともに、家族が共に協力し合って家庭生活を送ることが大切です。そのためには、家事参加に対する男女の意識の改革と働き方改革の両方が必要です。また、安心して家庭生活・職業生活を送ることができるよう子育て支援、高齢者介護、障害者支援など、制度の充実も大切です。

図 男性が家事を行うことのイメージ(複数回答)(平成30年調査)



《具体的取組》

◎仕事と家庭生活を両立する環境づくり

- ・ **ワーク・ライフ・バランスの推進と啓発**（地域協働課・都市政策課）
- ・ **男性の家事育児参加への理解の啓発**（地域協働課）
- ・ 育児、介護休業制度に対する理解と情報の提供（地域協働課・都市政策課）

◎子育てしやすい環境づくり

- ・ **子育て支援の充実**（子育て支援センター事業の継続実施、保育園の待機児童の解消、一時保育事業の継続、放課後児童クラブの充実、ファミリーサポートセンター事業の継続）（子ども課）
- ・ 子育て世代包括支援センターと関係機関との連携と相談の充実（子ども課・健康推進課）
- ・ 産後ケア事業の実施（健康推進課）
- ・ ぱぱままクラスの実施（健康推進課）
- ・ 子育てに関する相談事業の実施（子ども課・健康推進課）

- ・ 子育てに関する情報提供の充実（子ども課・学校教育課・健康推進課）

◎介護しやすい環境づくり

- ・ **介護教室の啓発と開催**（長寿介護課）
- ・ 認知症サポーター養成講座の開催（長寿介護課）
- ・ 宅老事業の充実（長寿介護課）
- ・ 高齢者についての相談窓口の充実（長寿介護課）
- ・ 老人クラブや地区サロン等の社会活動への支援（長寿介護課）
- ・ 障害者の社会参画及び自立支援の充実（福祉課）
- ・ 障害者相談窓口の充実と関係機関ネットワークの充実（福祉課）



福祉課

子育て支援施策に、より一層取り組みます。

認知症サポーター養成講座や介護教室に、より多くの人に参加してもらえるよう啓発します。



長寿健康課

ヒアリング調査から（男性グループ調査）

現役世代から「職場に『育休制度』はあるが、誰も取っていない。会社も男性は取らないことを前提としている」という言葉がでました。

家庭内における個人の役割分担の考え方は変化してきているものの、職場の中では旧来型の働き方がある程度容認されている様子が見られます。

みんなが必要に応じて、気兼ねなく育休制度を取れるよう、働く人たち全体の考え方、働き方そのものが変わるための働きかけが必要です。広報ふそうのコラム、講演会の充実などを通じ意識の改革を図ります。

ヒアリング調査から（女性グループ調査）

「初めて子育て支援センターや保健センターに行く時は、ハードルが高く感じた。口コミとか利用した人の意見が分かればもっと行きやすいのにな。」

「アプリの方が情報が分かりやすいよ。更新があれば通知も来るし。」

などの意見が聞かれました。

せっかく子育て支援施策が設けられていても、子育て世代に合った情報伝達がなければ、有効に活用されません。

スマートフォンの使用を想定した新しい情報伝達を利用者のニーズを考えながら整えていきます。



ヒアリング調査から（高齢者支援グループ調査）

高齢者向けの地区サロンは、参加される方の8割近くが女性です。介護予防の観点から見ると男性の参加者が少ないことが気になります。

一方で、「福祉センターのお風呂は独居の高齢男性が利用していることが多い。サロンを利用していない男性の憩いの場になっているようだ」という指摘がありました。

既存の施設や制度を利用し、男性の介護予防策として何ができるか考えていく必要があります。

高齢になっても、男女共に生きがいを持って毎日を過ごせるよう、地域での仕組みづくりが大切です。



Ⅲ. 政策方針決定への女性の参画促進

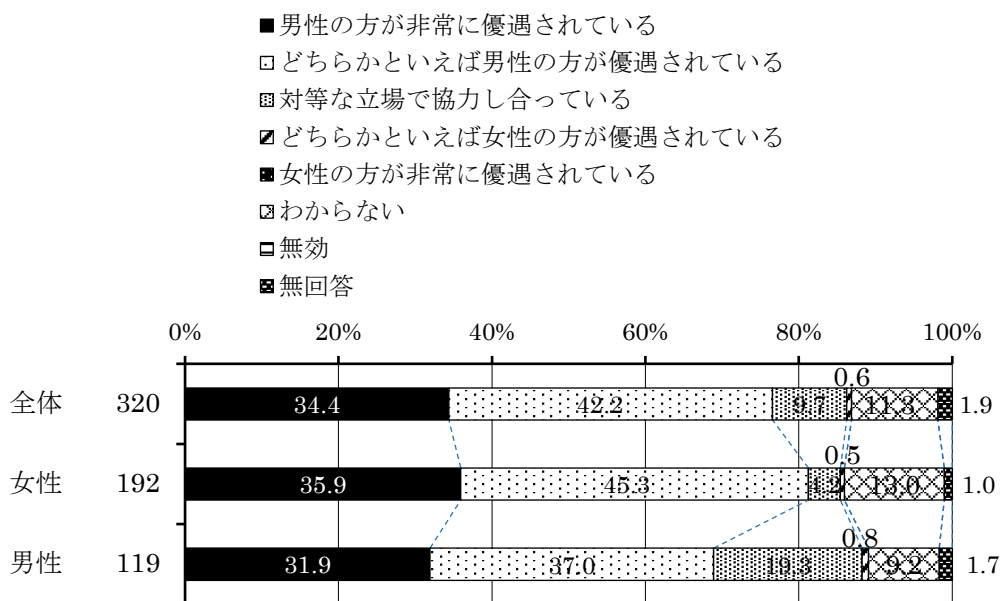
現状と課題

アンケート調査では「政治」面で男性の方が優遇されていると感じている割合が8割弱という非常に高い結果が出ています。実際に、町議会議員や町の各種審議会、協議会委員は男性が高い割合を占めています。

平成31年4月現在、扶桑町の審議会等委員の女性比率は28.1%です。一概に数値だけで判断することは難しいですが、多様な視点が加われば新しい可能性が見えてくることもあるでしょう。

また、さまざまな世代と政策に関するコミュニケーションを活性化することも重要です。

図 男女別「政治」での協力の状況（平成30年調査）



《具体的取組》

（行政として）※行政扶桑町として住民向けの施策を記載しています。

- ・ 政策・立案への住民の参画（全課）
- ・ 審議会・協議会等の男女比の均等化（全課）

（事業所として）※事業所扶桑町として職員向けの施策を記載しています。

- ・ 特定事業主行動計画にそった女性職員の活用（秘書企画課）



全課

ヒアリング調査から（女性グループ調査）

「子育ての課題をママ同士が話していても、グチで終わってしまいがち。」
「他市町では首長や議員と住民がゆるやかに話し合う場があると聞いたよ。」
という意見が出ました。

社会の変化が速く、世代によるニーズの多様化が進んでいるなか、目安箱やインターネットでの問い合わせ、広報に掲載している町への手紙以外にも意見交換の機会づくりへの工夫を検討していく必要があります。

Ⅳ. あらゆる分野における女性の活躍

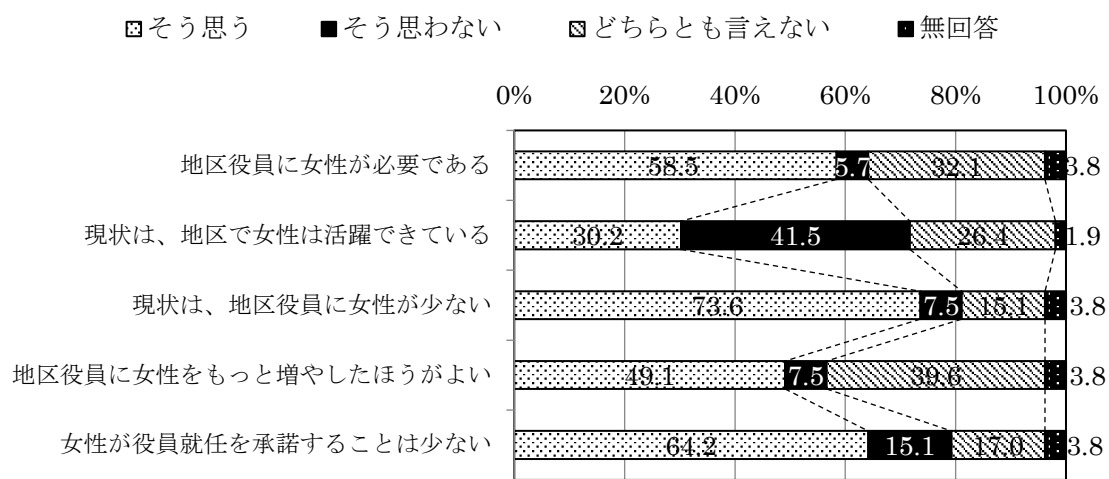
現状と課題

地区役員の方を対象にしたアンケート調査では、“地区役員に女性が必要”であるという意見が6割近く出ています。また、地区で女性があまり活躍できていないことも明らかになりました。

これからの地域のあり方や、災害が起きた時の避難所等の運営を考える上で、女性の力は必要不可欠です。

今後、益々進行する少子高齢化、人口減少社会の加速にあたって、今までの考え方では立ち行かないことも考えられます。それを乗り越えるためには、今以上の多様な視点・考え方が必要になることでしょう。

図 地区役員の女性の就任に関わる認識（平成30年調査）



《具体的取組》

◎地域活動の推進

- ・ 地区役員の男女バランスの均等化への啓発（地域協働課）
- ・ 防災への女性参画の促進（防災安全課）
- ・ 地域社会での女性役員就任の推奨（地域協働課）（再掲）

◎住民活動の推進

- ・ 住民活動支援センターの活用（地域協働課）
- ・ NPO やボランティア活動への支援（全課）

防災組織の見直しをし、
女性の活躍を促進します。



防災安全課



地域協働課

住民活動を促進し、住民との協働による地域運営の活性化を図ります。

ヒアリング調査から（高齢者支援グループ調査）

高齢者支援ボランティアの構成員に占める女性の割合は7～8割で、活動主体は女性です。

しかしながら、地域関係団体においては男性がトップに立っていることが多いのが実情です。

数値に表れないところで女性はしっかり活躍しています。これからは意思決定できるところで女性が益々活躍し、様々な意見が議論できるようになることが必要です。



ヒアリング調査から（女性グループ調査）

「育児に専念していると社会から隔絶されたような気がしていた。そんな時に今の活動に出会い、子どもを産んだばかりでも社会の役に立てるような活動が楽しくでき、孤独感がなくなった。」

住民活動に参加されている方の声です。

社会との接点は「仕事」だけではありません。地域の中で活躍することも大切です。町では住民活動やNPO活動、ボランティア活動への支援を継続し、さまざまな世代の参画を促します。

ヒアリング調査から（男性グループ調査）

「PTAの会合は平日の昼間で、仕事がある人には参加しづらい」

「役場関係の役員の打合せも、子育て世代が参加するには難しい時間帯のものがある。以前、子連れで参加してもよいか聞いたが前向きな反応ではなかった」という意見がありました。

住民活動への参加は、仕事を持っている人には難しい実態がありますが、全ての人が行政・学校教育・地域活動に参加しやすくなるような運営方法等を検討し、見直していくことが大切になってきています。

着目点3 健康で安全・安心に暮らす

★10年後の目標（10年後はどんな社会になっている？）★

誰もが安心して生活できるまち

I. 心と体の健康づくり

現状と課題

仕事や家庭生活、趣味などの時間を有意義に過ごすためには、心身の健康が必要不可欠です。

生涯に渡り、その時々にあった心と身体の健康管理・保持増進を図っていくことが大切です。

また、本格的な高齢化社会を迎えるにあたり、健康寿命を伸ばすことはとても重要です。

高齢者がいきいきと活躍することは地域を元気にします。生涯学習やスポーツなどを活用し、元気な生活を送ることを心がける必要があります。

また、女性には、妊娠、出産の可能性があるため、その性や母胎を正しく理解し、支援することが必要です。

《具体的取組》

◎生涯を通じた健康支援

- ・ 各種検診・健診の実施（健康推進課）
- ・ 健康教室・相談の実施（健康推進課）
- ・ 各種検診の実施（戸籍保険課）

◎生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動への支援

- ・ 健康づくり支援のための講座の開催（健康推進課）
- ・ スポーツ大会の開催（総合体育館）
- ・ ニュースポーツの普及、啓発（総合体育館）
- ・ 自宅でできるエクササイズ、トレーニングなどの普及・啓発（総合体育館）
- ・ 生涯学習講座の充実（生涯学習課）（再掲）

◎母性を守るための施策

- ・ 妊娠・出産期の健康支援（健康推進課）

スポーツ活動や文化活動が積極的
にできる環境を整えます。



生涯学習課



健康推進課

心身の健康づくりの必要性や方法をわかりやすく伝えます。



戸籍保険課

健康寿命を延ばすため、生活習慣病対策を推進します。

ヒアリング調査から（高齢者支援グループ調査）

「できるだけ介護保険を使わず、健康でいるためにどんなことが必要なのか、そのためには、どんな人に携わってもらおうとよいか。」「予防介護にきちんと目を向けていかないといけない時代に来ているという認識がある。」という声がありました。

高齢者も健康寿命を延ばし元気であること、また、支援者も楽しく行えることでそれぞれのモチベーションが維持できます。

総合福祉センターの3階にもトレーニング室があります。既存の施設や様々な生涯学習事業・保健事業を活用し、健康を維持していくことが大切です。

Ⅱ. みんなが安心して暮らせる環境づくり

現状と課題

町内には様々な人が暮らしています。“みんなの、安全安心な暮らし”を維持することは、行政と扶桑町で暮らすみんなの役目です。

安全に道路や施設を利用できる。犯罪が起きない。災害が起きた際に、しかるべき対策が講じられていることが重要です。

また、外国籍の人、ひとり親家庭、病気・貧困などの生活困難を抱える人、障害者、高齢者など、それぞれに応じたサポート体制の充実が必要です。

《具体的取組》

◎利用しやすい公共施設の環境づくり

- ・ 公共施設のバリアフリー化の啓発と推進（都市政策課）

◎国際理解

- ・ 日本語教室の実施（地域協働課）
- ・ 外国人相談の実施（地域協働課）

◎安全・安心な暮らしの確保

- ・ 消防団、自主防災活動の支援（防災安全課）
- ・ 防犯パトロールの推進（防災安全課）
- ・ ひまわり安心情報メールを活用した犯罪等への注意喚起（全課）

- ・ 安全な道路・歩道の整備（土木農政課）

◎支援を必要とする方への対応

- ・ 要援護児童家庭へ相談体制の充実（子ども課）
- ・ ひとり親家庭への支援と制度の紹介（子ども課）
- ・ 「総合福祉センター」の活用（福祉課）
- ・ 福祉サービスの紹介と支援者へのこころのケアの実施（福祉課）
- ・ 障害者の雇用促進支援（福祉課）
- ・ セーフティネットの充実（福祉課）
- ・ 障害者差別解消法の周知及び啓発（福祉課）

地域内の犯罪が減少するよう、一斉防犯パトロールの実施など、警察や地域と連携します。
また、地区の防犯活動を支援し、その活動を広く周知します。



防災安全課



福祉課

ひとり親家庭への制度の周知を図ります。
障害者向け福祉サービスの提供や、支援者のこころのケアに力を入れます。

Ⅲ. あらゆる暴力の根絶（扶桑町 DV 対策基本計画）

現状と課題

児童虐待の報道は後を絶たず、また、そこに配偶者などからの暴力（以下「DV」と略記）の問題が絡んでいることは少なくありません。暴力は深刻な人権侵害です。

安心できる暮らしを実現するためには暴力の根絶は基本です。そのため、DV や虐待に対する支援体制の充実は一層必要です。

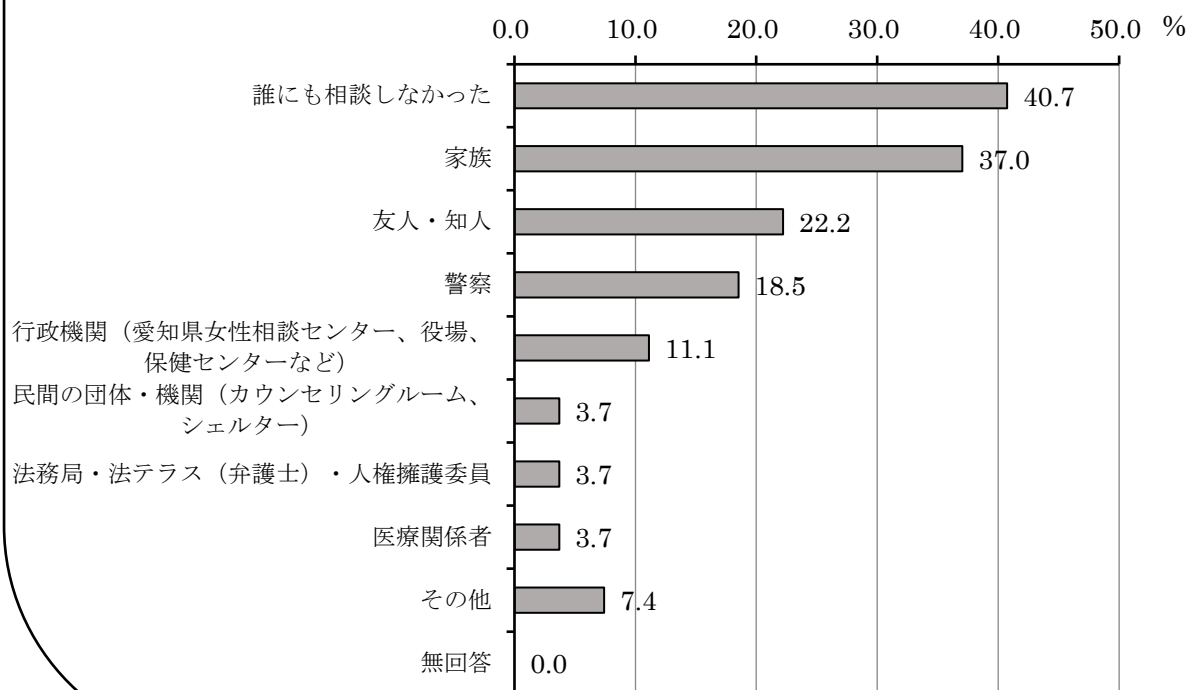
アンケート調査の、DV についての項目では、DV 被害を受けたと回答した人は、その際に「誰にも相談しなかった」との答えが一番多いという結果でした。

DV 被害経験者は、相談窓口情報を入手する機会が不足していたり、また被害者本人が自ら受けている暴力が人権侵害であるとの認識が低いことも考えられます。

まずは、相談窓口の周知に力を入れ、DV被害者本人が自ら SOS を出し、相談に繋がれることが重要です。

本計画は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村基本計画としても位置付けるものとし、福祉児童課、愛知県の福祉事業所の女性相談員、警察等とも連携し DV の対策を進めます。また、児童虐待については、関係機関との児童虐待防止ネットワークを活用し、対策づくりを進めます。

図 暴力を受けた時の相談相手(複数回答)(平成30年調査)



《具体的取組》

◎住民周知の環境づくり

- ・ **暴力の根絶に関する啓発**（子ども課）
- ・ **DV等の相談窓口の情報提供**（子ども課）

◎相談しやすい環境づくり

- ・ **子育て世代包括支援センター事業及び窓口相談の充実**（子ども課）
- ・ **要保護児童、要支援児童への支援の充実**（子ども課）

◎DV被害者の支援

- ・ **関係機関の児童虐待防止ネットワークの連携**（子ども課）
- ・ **女性相談の実施及び安全安心な生活ができる情報提供**（子ども課）

◎緊急時における安全の確保

- ・ **一時保護時の愛知県女性相談センター・警察との連携による安全確保**（子ども課）



子ども課

DV や虐待を許さない地域社会を目指します。
身近で安心して相談できる体制の整備をします。
関係機関等との連携を強化します。
被害者の自立に向けた支援を行います。

第3章 男女共同参画プランの推進

1 推進体制の整備

★庁内推進体制の整備

男女共同参画に関する施策を効果的に進めていくため、「扶桑町男女共同参画推進委員会」を中心に、全庁的に推進していきます。

★住民との協働による推進

住民主体の男女共同参画推進団体である「ふそう男女共同参画懇話会」を中心として、行政・住民・地域・各種団体との協働により推進していきます。

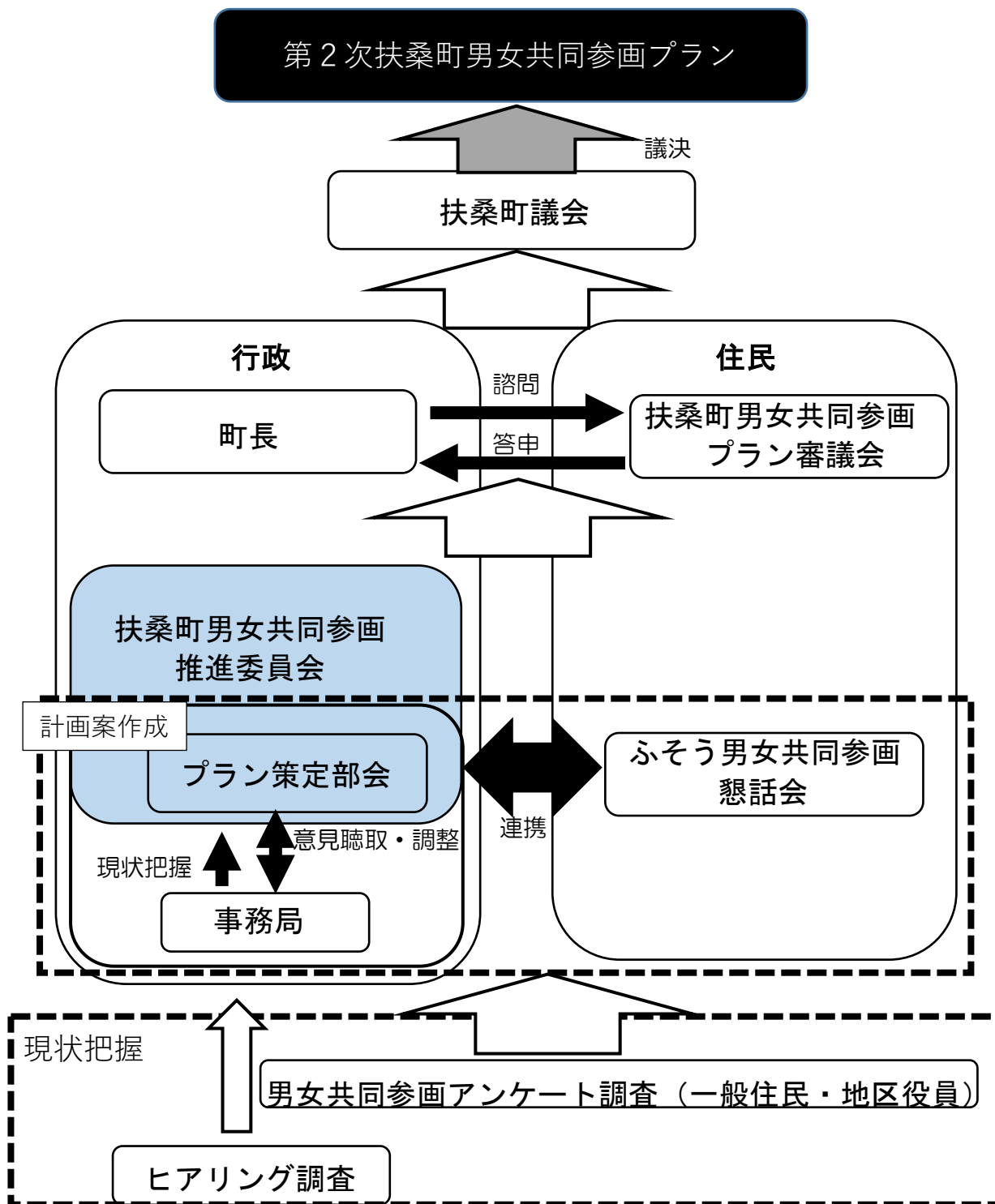
★計画の進行管理

本計画全体に係る取組状況については「ふそう男女共同参画推進協議会」で、引き続き住民と行政が共に検証し意見交換を行っていきます。

資料編

(1) 計画策定の体制

本プランの総合的、効果的な推進を図るため、関係各課の実務担当者との協力、連携を図りながら、全庁的な体制のもとで計画策定を進めました。



(2) 計画策定の経過

実施年月日	内 容
平成30年 5月23日	平成30年度第1回ふそう男女共同参画懇話会
6月27日	平成30年度第2回ふそう男女共同参画懇話会
7月25日	平成30年度第3回ふそう男女共同参画懇話会
7月27日	男女共同参画プランアドバイザーとの打合せ ・アンケート調査内容について
8月10日	平成30年度第1回扶桑町男女共同参画プラン審議会 ・アンケート調査について
8月22日	平成30年度第4回ふそう男女共同参画懇話会
9月 7日～ 9月27日	地区役員アンケート調査（駐在員・自主防災会長・女性消防クラブ会長対象）実施
9月26日	平成30年度第5回ふそう男女共同参画懇話会
10月10日～ 10月31日	一般アンケート調査（15歳以上対象）実施
10月24日	平成30年度第6回ふそう男女共同参画懇話会
11月13日	団体ヒアリング（高齢者支援者対象）実施
11月28日	平成30年度第7回ふそう男女共同参画懇話会
12月 1日	男女共同参画サテライトセミナー ・地区役員アンケート調査結果（概要版）配布
12月19日	平成30年度第8回ふそう男女共同参画懇話会
平成31年 1月23日	平成30年度第9回ふそう男女共同参画懇話会
2月27日	平成30年第2回扶桑町男女共同参画プラン審議会 ・アンケート調査結果及び団体ヒアリング調査結果について
2月27日	平成30年度第10回ふそう男女共同参画懇話会
3月25日	男女共同参画プランアドバイザーとの打合せ ・アンケート調査結果について
令和元年 5月22日	令和元年度第1回ふそう男女共同参画懇話会
5月24日	令和元年度第1回扶桑町男女共同参画推進委員会 ・第2次扶桑町男女共同参画プラン策定について
5月31日	第1回ふそう男女共同参画懇話会アンケート調査結果勉強会
6月 4日	第2回ふそう男女共同参画懇話会アンケート調査結果勉強会
6月 5日	各課目標シートの作成依頼（提出期限6月28日）
6月26日	令和元年度第2回ふそう男女共同参画懇話会
7月 2日	男女共同参画プランアドバイザーとの打合せ ・第2次プラン体系等について

実施年月日	内 容
7月23日	令和元年度第1回扶桑町男女共同参画プラン審議会 ・アンケート調査結果からの課題抽出 ・第2次プラン体系について
7月24日	令和元年度第3回ふそう男女共同参画懇話会
8月22日	令和元年度第1回扶桑町男女共同参画プラン策定部会 ・プラン体系及び重点目標について ・現状と課題及び各課目標シートからの施策整理について
8月23日	第2次プラン（案）の各課施策等確認について（提出期限9月5日）
8月28日	令和元年度第4回ふそう男女共同参画懇話会
9月 1日	団体ヒアリング（男性グループ対象）実施
9月 5日	団体ヒアリング（女性グループ対象）実施
9月25日	令和元年度第5回ふそう男女共同参画懇話会
10月 1日	第2次プラン（案）の各課施策等最終確認（提出期限10月7日）
10月 8日	男女共同参画プランアドバイザーとの打合せ ・プラン体系、重点目標の設定について ・各課施策・目標等について
10月23日	令和元年度第6回ふそう男女共同参画懇話会
10月30日	令和元年度第2回扶桑町男女共同参画プラン審議会 ・重点目標、具体的施策、各課目標について ・ヒアリング調査結果からの問題提起について ・計画の推進体制について
11月13日	第2回審議会を受けて修正後のプラン（案）各課配布
11月27日	令和元年度第7回ふそう男女共同参画懇話会
12月26日～ 令和2年 1月24日	第2次扶桑町男女共同参画プランパブリック・コメント
1月22日	令和元年度第8回ふそう男女共同参画懇話会
2月 6日	令和元年度第3回扶桑町男女共同参画プラン審議会 ・パブリック・コメント結果について
2月26日	令和元年度第9回ふそう男女共同参画懇話会
3月 2日	扶桑町議会に上程

(3) 扶桑町男女共同参画プラン審議会

扶桑町男女共同参画プラン審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定に基づき、扶桑町男女共同参画プラン審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、扶桑町の男女共同参画プランに関し必要な調査及び審議を行わせるため、扶桑町男女共同参画プラン審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第3条 審議会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、町長が委嘱する。

- (1) 社会教育を代表する者
- (2) 女性の会を代表する者
- (3) 小中学校を代表する者
- (4) 保育園を代表する者
- (5) 公共的団体を代表する者
- (6) 住民活動団体を代表する者
- (7) 男女共同参画懇話会を代表する者
- (8) その他町長が適当と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会には、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(アドバイザーの設置)

第7条 男女共同参画プランの策定等に必要な技術的及び専門的な助言を聞くため、男女共同参画プランアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置し、町長が委嘱する。

2 アドバイザーは、学識経験を有する者とし、1人を置く。

(報酬及び費用弁償)

第8条 アドバイザー及び委員の報酬及び費用弁償については、扶桑町特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年扶桑町条例第1号）に規定する額とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部政策調整課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日から起算して2年を経過した日に、その効力を失う。

(4) 扶桑町男女共同参画推進委員会及び男女共同参画プラン策定部会

○扶桑町男女共同参画推進委員会設置要綱

平成22年3月30日要綱第1号

改正

令和元年8月9日要綱第11号

令和4年12月20日要綱第66号

扶桑町男女共同参画推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、扶桑町男女共同参画プランに基づき、扶桑町における男女共同参画社会の形成を推進するとともに計画の策定を行うため、扶桑町男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 扶桑町における男女共同参画に関する施策を、関係機関と調整を図りながら、計画的かつ効果的に推進するため、委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は次の事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する計画の策定に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する施策に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) その他男女共同参画社会の推進に関すること。

(組織)

第4条 委員会は20名以内の委員で組織する。

- 2 委員会の委員長は副町長とし、副委員長は生活安全部長とする。
- 3 委員会の委員は、町職員のうち町長が任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長の職務)

第6条 委員長は会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の委員の中から必要な者を選び部会を開催することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、部会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、生活安全部地域協働課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月9日要綱第11号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則 (令和4年12月20日要綱第66号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(5) ふそう男女共同参画懇話会

ふそう男女共同参画懇話会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画施策の推進に関する調査及び検討をするため、任意の団体として、ふそう男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 懇話会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する事項の調査・検討に関すること
- (2) 男女共同参画施策の立案・実施に関すること
- (3) その他男女共同参画社会の推進に関すること

(組織)

第3条 懇話会は、会長、副会長及び会員を持って組織する。

- 2 会長及び副会長は会員の互選により定める。
- 3 会員は住民の一般公募による。

(会長・副会長)

第4条 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて召集する。

- 2 懇話会は必要があると認めるときは、会員以外のものを会議に出席させ、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、扶桑町地域協働課において所掌する。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この訓令は、平成20年6月11日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

第2次扶桑町男女共同参画プラン
令和2年3月発行（令和5年4月改定）
編集：扶桑町 生活安全部 地域協働課

〒480-0102

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330 番地

TEL0587-92-4111 FAX0587-93-2034

Eメール info_box@town.fuso.lg.jp